

いじめ防止基本方針

いじめに対する基本認識

いじめ等は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすことから、
いかなる理由によるかを問わず、これが行われないようにしなければならない。
(長崎市いじめ防止基本方針 イ 基本理念)

いじめ防止基本方針の策定

本校では、「自ら求めて学び、心豊かに、たくましく行動する生徒の育成」を目指すことを教育目標に掲げ、
「豊かな心の育成（いじめを防止・根絶）」を重点目標の一つとしており、その目標達成（実現）に向け、
人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、
ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

めざす生徒像

- ・自ら学び考え、挑戦する生徒
- ・礼儀正しく、思いやりの心もち、結び合う生徒
- ・心身を鍛え、共に磨き、社会に貢献する生徒

PTA・地域との連携

- ・PTA
- ・PTA評議員会
- ・部活動振興会
- ・育成教 ・学校評議員
- ・補導員・民生委員
- ・オヤジ出番なんかしょう会

いじめ対策委員会

校長 教頭 生徒指導主事
学年主任 養護教諭
その他校長が必要と認める者（ス
クールカウンセラー等）

関係機関との連携

- ・教育委員会
- ・警察・子育て支援課
- ・児童相談所・法務局
- ・医療機関・民生委員
- ・スクールサポーター
- ・少年センター

生徒会

- ・生徒総会 ・専門委員会 ・生徒会活動
- ・人権集会における人権宣言文作成と発表 ・市中学校生徒会リーダー研修会への参加

法的定義

いじめ防止対策推進法（抜粋）

第2条「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等
と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インター
ネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦
痛を感じている
ものをいう。

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

第8条 学校及び学校の教職員は、保護者、地域住民、関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめ
の防止及び早期発見等に取り組む責務を有する。

第9条 保護者は、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、規範意識を養うための指導そ
の他の必要な指導を行うよう努めるものとする。